

要件

月額4万円の処遇改善の対象者 （副主任保育士/専門リーダー）

- ・経験年数が概ね7年以上
- ・キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講
- ・園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3（人数A）が対象

月額4万円の賃金改善を行う職員を人数Aの1/2は確保した上で、その他の副主任保育士・専門リーダー等に配分可能(月額5千円以上4万円未満)

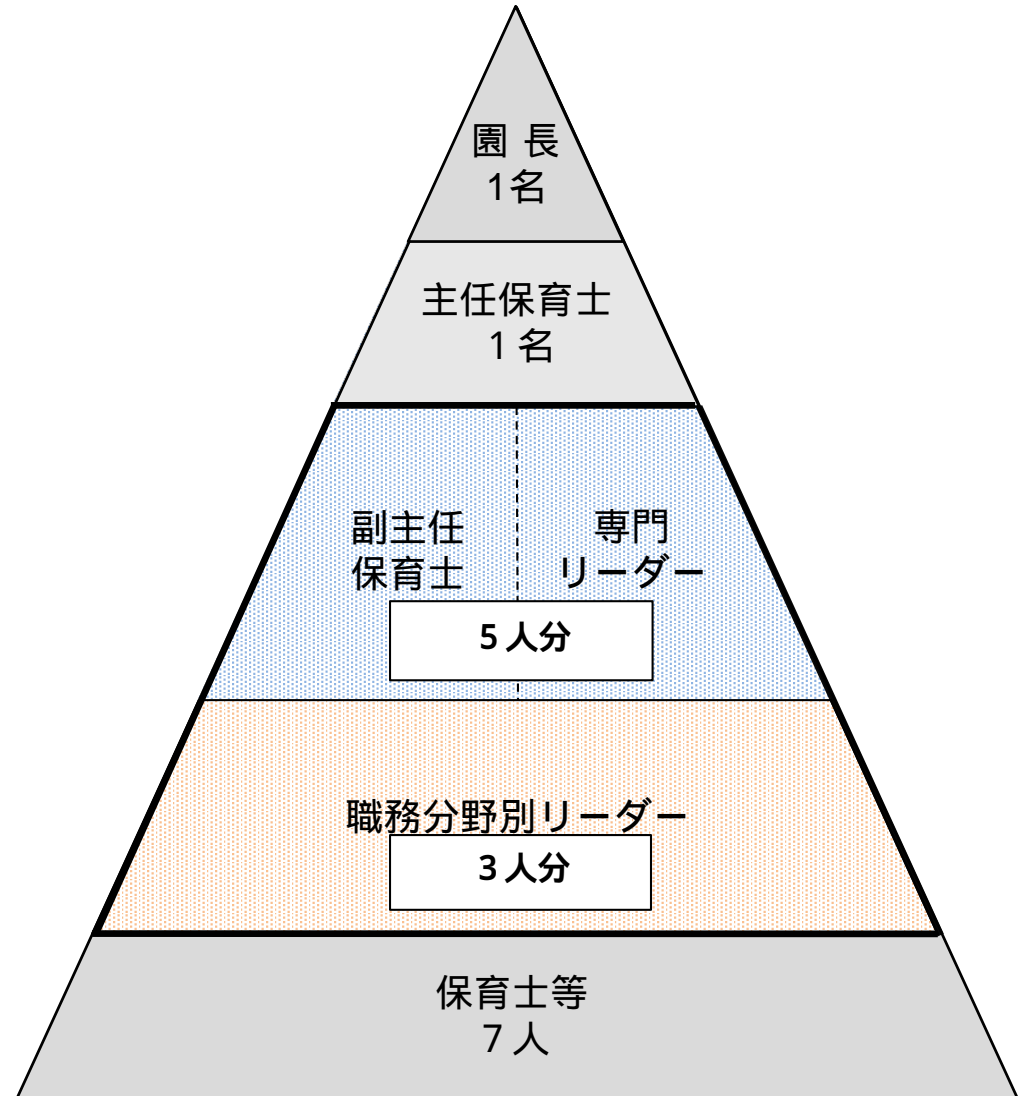
月額5千円の処遇改善の対象者 （職務分野別リーダー）

- ・経験年数が概ね3年以上
- ・キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講
- ・園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5（人数B）が対象

経験年数は、各施設の状況を踏まえて決めることが可能。
研修要件は、平成29年度は課していない。

一般的な保育園での配分モデル

- ・定員90人
- ・園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



利用児童の年齢構成が平均の場合であり、利用児童の年齢構成により職員数は異なる。

平成30年度における処遇改善等加算 の運用の見直し

保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じてキャリアアップできる組織体制の整備を目指す。
各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算 について、運用の柔軟化を図る。

目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)

副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者

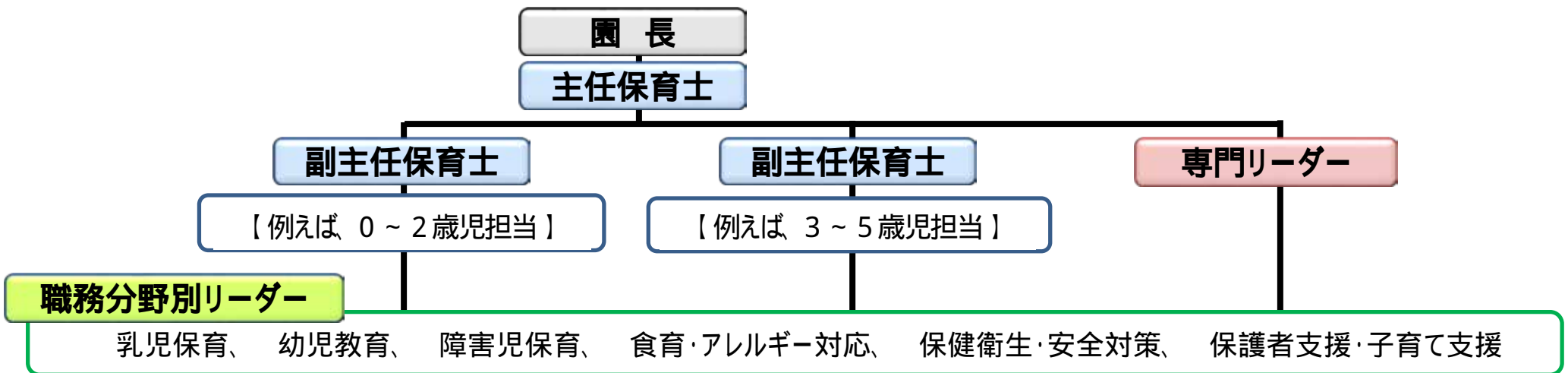
専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者

加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)

職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者

処遇改善等加算 の加算要件は、研修の受講を促進し、2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指す。

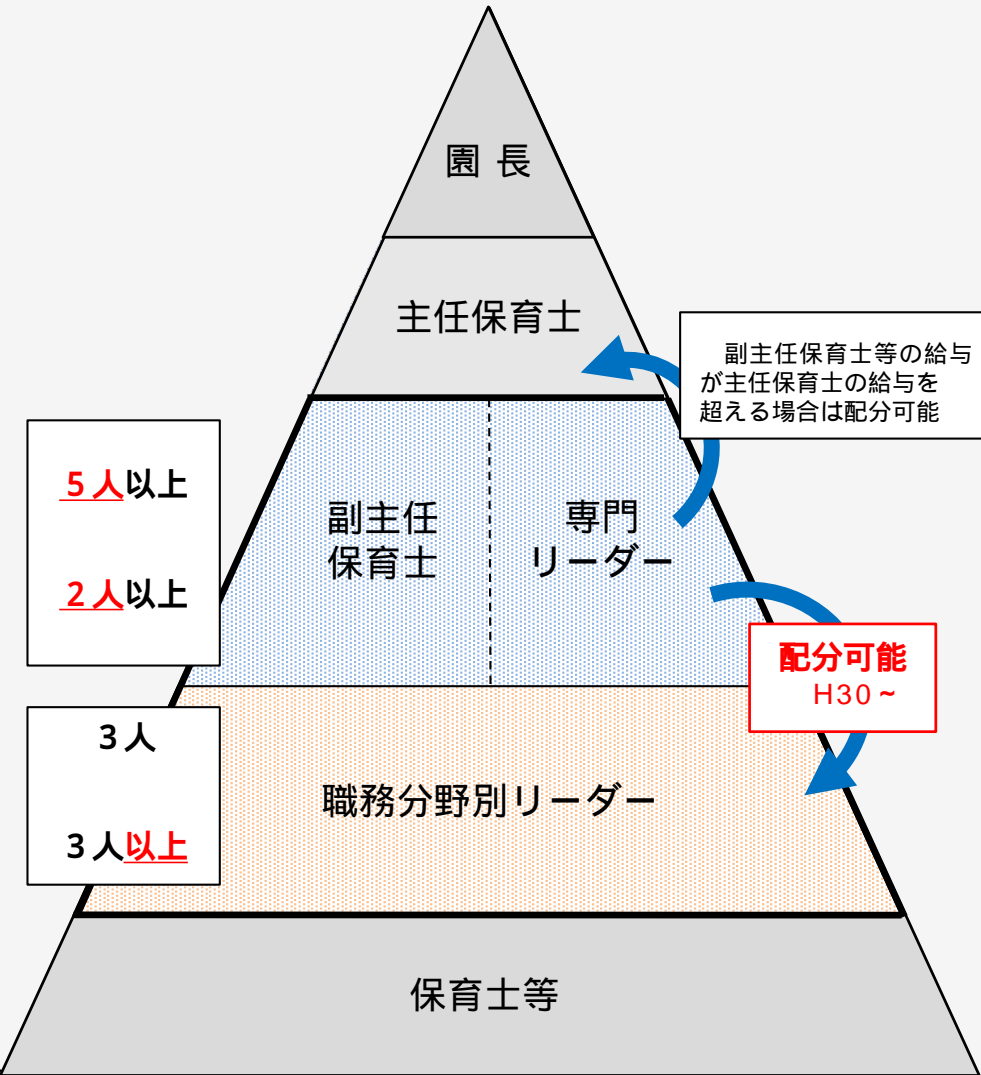
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)



平成30年度における処遇改善等加算 の配分方法の見直し

<定員90人（職員17人）の保育園モデルの場合>
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

（配分方法の見直し）



< 副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（4万円×5人）>

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専門リーダーのみに配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

【改善点1】

12万円については、**職務分野別リーダーにも配分可能**

< 職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人）>

3人の職務分野別リーダーに月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに**月額5千円以上**（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の**20%**について、**同一事業者内で保育園をまったく配分が可能**（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）